



国鉄闘争をめぐる国際連帯 — 民営化反対は世界の労働組合の重要課題 —

加藤益雄

国鉄の分割・民営化によってJRを不採用になった国鉄労働者が、清算事業団での3年間を経て、1990年3月末には、そのうちの1,047人が解雇された。それから1年を迎えるとしている。

国鉄の分割・民営化とこれにつづく国家的不当労働行為とも言うべき国鉄労働者の大量解雇、そしてこれに反対するたたかいは世界各国の労働組合にとっても重大な関心事であった。なぜなら、各国の労働組合が自国で直面している大きな問題の一つが日本の国鉄問題と同じ性質のものであったからである。それは民営化、規制緩和であり、これにともなう企業間競争の激化と労働条件の悪化、労働者と労働組合の権利の侵害であった。

資本主義諸国の労働組合では、民営化政策とのたたかいなしには労働組合の存立自体が危うくなるほどに、この政策による労働者・労働組合の権利侵害が顕著なものになっている。発展途上国では、民営化・規制緩和がIMF（国際通貨基金）やWB（世界銀行）による融資条件として押しつけられる例は枚挙にいとまがない。さらに、似たような事態は一昨年秋以降、歴史的な大変化をとげた東ヨーロッパの旧社会主义諸国でも起きていることを見過ごすわけにはいかない。

臨時大会に向け国際的アピール

全労連は結成からわずか5カ月後の4月25日、国鉄労働者の解雇撤回闘争を支援し、全労働者・労働組合のたたかいによって国鉄闘争を勝利にみちびくために第2回臨時大会を開催した。臨時大会は国鉄闘争を「労働組合の存在理由が問われる問題であり、たたかう労働組合の責務である」「すべての労働者にかけられた攻撃であり、人権と民主主義を守るたたかい」「労働組合運動再生の環であり、この闘争の勝利が他の争議の勝利にとっても重要」との位置づけを明らかにするとともに、中労委救済命令を求める個人署名、毎月「1の日」宣伝行動、カンパ活動などのとりくみを決めた。

全労連はこの臨時大会を前に、世界各国の労働組合と国際労働組合組織にたいして手紙を送り、1,047人の国鉄労働者の解雇にいたる経過とその撤回闘争について知らせるとともに、国鉄闘争への支援と連帯を訴え、大会へのメッセージを要請した。

フランス労働総同盟（CGT）からは「解雇された国鉄労働者の闘争を支援する全労連臨時大会への深い連帯を表明する」メッセージとともに、これらすべての労働者の再雇用と働く権利、労働組合基本権の尊重を要求する電報を日本の海部首相宛に送った。ベトナム労働総同盟

国際・国内動向

(TOCODO) は「国鉄労働者の解雇反対闘争への強い連帯と支持を再確認する」とともに全労連の闘争の全面的な成功への期待を表明する電報をよせた。

フィリピンの5月1日運動(KMU) は海部首相にたいして「国鉄労働者の大量解雇はかれらの働く権利を奪い、労働組合権を侵害するものであり、強く抗議する」とともに、「明らかに反労働的な民営化政策をやめるよう主張」した。この他に、その後もアフリカ、ラテンアメリカのいくつかの途上国からメッセージが届いている。

民営化問題とアジア・太平洋労組

全労連の臨時大会に先立って、3月中旬、マレーシアのクアラルンプールで第3回アジア・太平洋労働組合会議がひらかれた。これに全労連から福永副議長、加藤国際局員、国公労連の金子全国税委員長、通信労組の柄尾書記次長、労働総研の永山常任理事が参加した。会議は最終日、全労連の提案によって「日本の国鉄労働者の闘争への連帯メッセージ」を採択している。

第3回アジア・太平洋労組会議では、これに合わせて、4つのテーマによるセミナーがひらかれた。「民営化と労働者・国民への影響」と題する第1テーマについては、マレーシア国際戦略研究所のラウフ・サリム氏が討論のための導入報告をおこない、「民営化がより効率的であるという保障はない。民営化によって社会が受ける利益は平等ではない。民営化される部門の労働者のおかれる地位と状況は労働組合にとっての関心事である」と述べ、マレーシアの経験を土台に発言をおこなった。

また、マレーシアの国鉄民営化法案が90年6月には同国国会に提案されるという状況のなかで、官公部門労組のナショナルセンターであ

る公共公務労組会議(CUEPACS)が「民営化は基本的な公共サービスにたいする重大な脅威であり弊害をもたらす。公共・民間の単純な効率性の比較によってはかるべきではない」との意見を述べた。

討論では、議長を務めたオーストラリア建築産業労組全国書記のA・ポートウェイン氏(世界労連副議長)がオーストラリアの労働組合は民営化を受け入れていないと述べ、インド、フィリピン、バングラデシュの代表も同様の意見を示した。日本からは通信労組の柄尾書記次長が電電公社のNTTへの民営化とそれが労働者・国民にもたらした犠牲について発言した。

このテーマに関する討議全体のコンセンサスは、民営化が労働者と消費者、あるいは公共サービスの受益者にとってマイナスであり、それは少数者への富の集中と腐敗の可能性を招き、効率性を引き上げる現実的保障はない、というものであった。

アジア・太平洋労組会議の主催者であり、同セミナーの共催団体の一つであるアジア・太平洋労働組合調整委員会(APTUCC)はこれに先立つ1988年10月、ニューデリーで世界労連第41回総評議会がひらかれた機会にも民営化問題に集中したAP TUCCセミナーをおこなっている。このときは、日本から当時の日本医労連の松本委員長、国公労連の川島副委員長、統一労組懇・国際委員会の加藤事務局員が参加したほか、国労の松田中執が出席して、国鉄分割・民営化の本質と反対闘争、歴史的な国労修善寺大会、社会党の妥協的態度、清算事業団でのたたかいなどについて発言し、各国からの参加者に大きな感銘をあたえた。(これら2つのセミナーの記録・資料は現在、全労連国際局に保管。関心ある方はお問い合わせを)

オーストラリア労組と交流

さて、昨年4月の国鉄闘争支援を中心議題とした全労連臨時大会には、先に述べた国々のほか、公営企業の民営化に反対して長期の困難な闘争をたたかっているオーストラリアの労働組合から熱烈なあいさつが寄せられた。

西オーストラリア労働組合評議会のクライブ・ブラウン書記は「私的経営者が公的財産を入れ、これを公共サービスの観点よりも利潤の追求を主目的として経営するときどのようなことが起きるかを、我々はイギリスやアメリカの実例で目撃している。利潤動機を至上のものとするにしたがい、国民へのサービス水準が著しく低下することはこれら両国の経験がはっきりと示している」と述べ、「政府が公営から私的部門へ資産を移転する決定を行なう場合であっても、政府企業の従業員にはいかなる場合にも新しい企業体での職を与えるか、さもなくば他の政府機関に吸収することを保障するのが政府の義務である。民営化の結果として、政府が雇用する労働者を解雇することは受け入れることはできない」とし、「外国向けになされていける日本の労使関係についての説明からは、JRの行動は理解しがたいと言わざるを得ない」と述べて、全労連代表団をオーストラリアへ招待したいとの希望を伝えてきた。

これを受け、全労連は福永副議長、加藤国際局員、全勤労の福岡中執、国労近畿地本の大矢特別中執の4人の代表団を派遣した。代表団は西オーストラリアの労働組合との交流を通じて、日本の国鉄分割・民営化が日本の独占大企業に膨大な国民の資産を売り渡し、かれらにいっそうの利潤を保障すること、また、労働者と労働組合の権利を侵害するとともに日本のたたかう労働組合の破壊をねらって強行されたもの

であることを明らかにした。また、民営化がローカル線の廃止やその後の多発する鉄道事故による安全性の問題など、労働者・国民に大きな犠牲を強いいるものであることを明らかにした。そして全労連が、「一人も路頭に迷わせない」「組合所属による差別はしない」という政府の国会での言明を守らせ、1,047人を再雇用させるために政府、JR、中労委にたいして一日も早く解決するよう迫っていること、また、民営化されたJRを国民のための安全な公共輸送機関として確立させるために全力をあげて多様なとりくみをおこなっていることを紹介し、オーストラリアの労働者への支援を訴えてきた。

先進国では考えられぬ政府・JRの対応

オーストラリア側は、ボブ・ホーク首相（元オーストラリア労評議長）ひきいる労働党政権下ですすめられている航空、通信など国営企業の民営化や規制緩和の状況とこれにたいする労働組合の粘り強いたかいについて説明とともに、日本の国鉄闘争への支援・連帯の具体的な行動として、30をこえる労働組合が日本政府、JR、中労委にたいするそれぞれ独自の抗議・要請書を用意し、全労連代表団に託した。

これらの要請書の基本的な特徴は、西オーストラリア労評からのメッセージと同様、民営化にあたっての雇用確保の第一義的な重要性を強調すると同時に、日本政府とJRの対応が、先進国日本の国際的にもよく知られた「良好な労使関係」からは考えられない驚きであり、恥すべきことであるとして、最近の日豪経済関係や国民感情をふくめた両国の関係にも影響しかねないものとしている点であった。

このことは、一方では、日本の労使関係の実態や労働者のおかれた状態、日本の労働組合の

国際・国内動向

闘争についてのたたかう労働組合運動の側からの主張が国際的にはまだまだ不十分にしか伝えられていないこと、また、経営者や「連合」サイドからの情報が従来から支配的であったことを示すものとしてとくに注意をはらうべき点である。

国鉄労働者のたたかいと世界労組大会

昨年11月13～20日、モスクワで第12回世界労働組合大会が開催され、全労連から熊谷事務局長、福永副議長、加藤国際局員が参加した。大会はソ連、東欧における官僚主義的社会主义の危機と「市場経済」への移行、ソ連・ポーランドを除くこれら諸国労組の世界労連からの脱退という状況のもとでひらかれたものであった。大会基本文書「90年代の労働組合戦略」は民営化政策にたいする労働組合のとりくみの重要性については述べながらも、明確な立場を示してはいない。(第12回大会の詳細については『労働総研ニュース』91年2月1日発行の第11号を参照)

1986年9月、東ドイツの首都ベルリンでひらかれた第11回世界労組大会では、自民党中曾根内閣による国鉄分割・民営化法案の国会提出を目前にして、国労の嶋田中執(当時)が分割・民営化のねらいと本質を明らかにし、国鉄労働者の雇用を守り、たたかう国労を守って粘り強くたたかう決意を全世界の労働組合の代表のまえで表明した。4年後、モスクワでの第12回大会は最終日、日本の世界労連加盟組合と全労連が提案した「日本の鉄道労働者の闘争に連帯するメッセージ」を満場一致で採択した。

日本の労働組合は、全労連が結成される前の1987年10月、東京で、統一労組懇、世界

労連加盟組合、国労の三者が共同して「民営化、規制緩和など独占資本の新たな攻撃手法」をテーマとする国際労働組合シンポジウムを開催し、アメリカ、フランス、オーストラリア、インド、世界労連の各代表の参加を得て、熱心な国際的意見交換をおこなった経験をもっている。日本のたたかう労働組合の経験と意見を広く海外に知らせ、かつ、諸外国の闘争の経験から学ぶとともに、共通する課題にもとづく労働組合の共同行動、連帯と協力を強化し、国際独占にたいする共同の90年代労働組合戦略の構築に向けて、全労連がいっそう積極的なイニシアチブを発揮することが求められている。

(全労連・国際局)



海外の保育事情

中田 照子

はじめに

1980年のベビーホテル問題は、日本におけるその後の保育問題の象徴であった。つまり、女子労働の増加と労働時間の多様化という産業構造の転換点に立って、保育施設における保育時間の多様化・日祝日保育の必要性の暗示であった。しかし、それが、保育制度の変化に具体的に結びつくまでに約10年の歳月を要し、ベビーホテルの利用者は一層拡大するとともに、ベビーシッターなどによる二重保育の利用が一般化しあげた今日になってようやく夜間10時までの時間延長の保育予算が実現した。しかし、そこにおける国の予算の内容は、保育時間に見合った保育者の配置や保育施設・設備を整えるにはほど遠いものである。以下で、第2の産業革命といわれるME（マイクロ・エレクトロニクス）技術革新の下における経済のサービス化や情報化社会のなかでの保育問題を概観したい。

1. 経済のサービス化と保育の問題 をみる視点

重厚長大といわれた大量生産を基にした製造業型のいわゆる1960年代の高度成長にたいして、ME技術革新の下における生産は多品種少量生産を可能にした。それは、産業革命が石炭・石油・電気・原子力エネルギーなどのエネルギー革命を基盤として飛躍的な生産の拡大を計ってきたのにたいして、ME技術革新は、情

報の伝達・処理を中心とする人間の身体的動作や頭脳機能をコンピューターとして組み込むことによって、生産や事務処理・財の管理に大きな影響を与えるものである。こうしたNC工作機械、ロボット、OA機器などの導入によるME技術革新は、直接生産に携わる労働者を減少させるが、サービス経済化の比重は高まり、技術者・プログラマー・商品のデザイン・広告・マーケティングなどの職業分野を拡大する。従って、そこでは、労働における男女の区別を縮小あるいは無用化する方向が拡大し、職業分野への女性の進出を促進している。

他方、生活面においては、物質的生産の拡大によって、生活の多様化が進み、家事の社会化を進展させる要因となっている。こうした家事の社会化は、具体的には既製服や家庭電化製品のような耐久消費財など商品におきかえられることによって促進されてきたものと、保育所や老人介護など社会的サービスとして実現されてきたものがある。つまり、生活の社会化は、商品や個別に購入できるサービスの拡大によって、実際の生活が個人単位で外部に依存する状況がひろがり、家族を個々人の単位に分解するテコとなっている。しかし、それは、従来、家族共同体のなかに包摂されてきた妻や子どもの夫や父親への従属を断ち切り、個の自立を確立する条件であった。それはまた、女性の社会的労働への参加条件の拡大による女性の経済的自立の促進によって、女性の個の自立の内実は一層確かなものとなってきている。

国際・国内動向

しかし、家事の社会化はそうした個人別化を進めるだけではない。家事が社会化することによって、保育所や老人施設などの社会的共同利用施設における共同利用は、家事の外部化であると同時に生活の一部を共同化することでもある。これは、個の自立を基盤とする近代社会の基盤の上に築かれた協同化である。つまり、それは、生活分野の分業化であり、職業の専門職化である。従って、こうした家事の社会化の進展は、個々の家庭の生活が、その私性格から社会性格の色合いの濃いものとの共存を意味しており、それによって、社会的施策の重要性が増大されてくるのである。

以上のような状況は、日本においては、60年代の高度成長を土台とした「保育所づくり運動」によってつくりあげてきた「乳児・長時間保育」は、「午前9時から午後5時まで」の製造業型労働時間に適合したものであった。しかし、今日のような第2の産業革命の下では、就業形態の多様化にとどまらず、就業時間の多様化による多様な保育形態の必要性を生みだしている。

2. アメリカの保育の現状から学ぶもの

今日のアメリカにおける特徴のひとつは、女性の社会的労働への大量参加である。なかでも、表1にみられるように、子どもを持つ母親とりわけ6歳未満の子どもを持った母親の職場進出の増大はめざましいものがあり、「現在アメリカでは、6歳以下の子どもをもつ母親の56.7%が（1977年40.9%）、1歳未満の子どもを持つ母親の52%がはたらいている（1977年32%）」（注1）このことは、連邦政府の保育制度をもたないアメリカ社会に大きな波紋をなげかけている。表2にみられるように、年間とおしてフルタイムで働いたと考えられる

50～52週就労者をみると、3歳以上の子どもをもった母親に比べて、3歳未満の子どものいる母親の就労比率が低いことからも、今日のアメリカ社会における保育問題の重要性をうかがい知ることができる。

そこで、アメリカにおける保育制度は、「保育に関するいたって部分的なプログラムが、保育の目的別に散在するパッチワークのような制度である。保育は家庭で母親によって行なわれるべきであるという『伝統的保育観』にもとづいて、アメリカの保育政策は低所得家庭の子どものみを対象に発達した……そして一方には、これは1954年にスタートした比較的新しい制度だが、中流以上の所得のある家庭に有効であるところの、保育費用の税控除制度がある」（注2）が、アメリカにおいて働く母親が選択できる保育施設としては、（A）「デーケア・センター」いわゆる『保育所』（集団保育）、（B）「ファミリー・デイケアホーム」（個人の家庭に数人の子どもを預かる保育）、（C）ベビー・シッターに分けられる。

「（A）のデーケア・センターには、公費の補助を受けている低所得家庭対象としてのもの、私立だが地域や宗教団体によって運営されている非営利のもの、営利を目的とする私立のものがある。……とくに利潤目的の私的な施設としてのそれは、就学前の子どもを持つ中産階級の家族の要求に応えて、過去10年あまりに急増した。1976年には18,307カ所、101万の定員であったが、1986年には、62,989カ所、最大定員210万人と、過去10年の間に定員が2倍」（注3）になっているが、デーケア・センターより利用料の安いファミリー・デイケアも更に急増しており、ライセンスのあるファミリー・デイケアで保育されているものだけで、434,603人にの

国際・国内動向

ぼっている。しかし、「ファミリー・デイケアの94%はライセンスを持たないといわれており、ファミリー・デイケアの総計は、1986年で175万カ所と推計」（注4）されている。従って、保育政策なきアメリカ社会において、母親たちが働くのは、低料金の無認可の「ファミリー・デイケア」の存在によるのである。

このようにアメリカ社会も、これまで家庭で担ってきた育児が、経済のサービス化の進展によって、女性の社会的労働への参加が促進されることによって、個別家庭内の「私事」として処理しきれなくなってきたのである。こうした状況にたいして、社会的な政策として、公的に対応してこなかったために、アメリカの働く母親たちは、それぞれの所得に見合った私立の施設に依存せざるを得ない状況が一般化している。しかし、それは、低所得層の子どもたちにとっては、乳幼児のときから保育施設が種別化され

ているために、低い水準の養育しか与えられないことになっているのである。

以上、アメリカ社会の保育問題をとおして、日本の問題をみると、日本の公的保育制度（公設公営及び認可された民間保育所の制度）のもつ「平等性」を評価するとともに、公的制度を守る重要性についても、強調しておきたい。きたい。

（注1） 杉本貴代栄「アメリカの調査報告—アメリカにおける働く母親の労働と保育の現状—」（文部省科学研究費報告書—研究代表者・中田照子『共働き世帯における養育制度とその費用負担に関する国際比較研究』165ページ）

（注2） 前掲書 166ページ

（注3） 前掲書 167ページ

（注4） 前掲書 167ページ

（名古屋市立女子短大教授）

表1 子供、夫と同居している女性の労働力人口比率、
1965—1977年

年齢	年			
	1965 ^a	1970	1975	1977
16—24				
18歳未満の子供がいる	2.2.6	3.2.5	3.8.1	4.1.4
6歳未満の子供がいる	2.2.4	3.2.1	3.8.0	4.1.1
25—34				
18歳未満の子供がいる	2.8.2	3.5.3	4.2.6	4.5.9
6歳未満の子供がいる	2.4.1	2.9.6	3.6.8	3.9.2
35—44				
18歳未満の子供がいる	3.6.7	4.4.8	5.0.3	5.4.4
6歳未満の子供がいる	2.2.7	3.0.4	3.4.0	3.7.0
45+				
18歳未満の子供がいる	3.8.6	4.4.7	4.4.9	4.7.0
6歳未満の子供がいる	2.2.9	2.8.2	3.0.6	3.1.8

国際・国内動向

表2 夫、子供と同居している女性の就労経験、1960－1978年

子供数	結婚している女性の比率					
	フルタイム就労者			パートタイム就労者		
	50-52 週	27-49 週	0-26 週	27-52 週	0-26 週	就労経験 の総計
6-17歳の子供たちのみ						
1960	16.0	8.5	7.6	11.2	6.7	50.0
1965	18.7	8.2	6.4	11.7	8.0	53.1
1970	23.3	7.2	6.8	12.5	7.6	57.5
1975	24.4	7.3	5.6	15.1	6.8	59.3
1978	26.3	6.7	6.1	16.4	8.0	63.5
3-5歳の子供たち						
3歳未満なし						
1960	9.6	5.6	8.1	7.4	7.1	37.8
1965	10.0	6.3	8.3	7.9	8.1	40.7
1970	14.2	6.3	8.4	10.4	8.3	47.7
1975	17.6	6.8	7.8	10.4	8.5	51.0
1978	17.9	7.5	7.9	10.4	10.6	54.3
3歳未満の子供たち						
1960	3.4	5.6	10.4	4.0	7.7	31.1
1965	4.2	7.2	11.4	4.8	7.8	35.4
1970	6.5	7.4	13.9	5.7	8.4	41.9
1975	10.0	8.3	11.2	6.0	11.0	46.5
1978	10.0	9.4	12.5	7.9	10.3	50.1

出所(表1・2共)：U.S. Department of Labor, Bureau of Labor Statistics, Special Labor Force Reports, "Marital and Family Characteristics of Workers, March 1965." №64 (March 1966); "Marital and Family Characteristics of Workers, March 1970." №130 (March 1971); "Marital and Family Characteristics, March 1975, №183 (November 1975); "Marital and Family Characteristics of Workers, March 1977," №216.

a 16-24のカテゴリーは1965年についてのみ、14歳と15歳を含む。

ジョージ・マズニック、メアリイ・J・ペイン著 井手厚生監修『アメリカの家族 1960～1990』多賀出版附表より

日本の外国人労働者政策と、国連における新マイグラント条約の採択

永山利和

「マイグラント・ワーカーズ」（マイグラント労働者とは日本でいう外国人労働者と多くの点で共通するが、厳密にいうとEC諸国などにおける状況では外国人だということでただちにマイグラント労働者だということにはならない）の問題は湾岸戦争の前後でますます重要さを増している。マイグラント・ワーカーズは、資本主義の長い発展の歴史とともに古く、資本主義の発展につれて量・質ともに拡大・多様化してきているが、'90年代をむかえて、マイグラント・ワーカーズの取り扱いをめぐってつぎつぎに新しい局面が現われ始めている。これらの動きにたいして近年各国政府はもとより、国際機関も今日の状況をもふくめて、近年の動向にたいして基本的に重要な政策対応をとってきている。

1. 日本国政府の対応

日本政府の動きをあらわすものは、昨年改正された入国管理法改正であり、その主旨は入国情後の就労種類、就学基準の明示化、多様化に重点をおいている。いわゆる「単純労働」者の流入抑制、研修生受入れなどの変形した就労方式の拡大をあみ出そうとの動きがみられている。

また労働省は雇用主側の外国人労働者導入積極論にたいして、むしろ消極論ないし反対論をとっている。しかし実際は変形、ないしねじれた導入論をとっている。それというのは、結論

からいうと国際的動向に比して表向きは消極論だが、すでに就労している20万とも30万人ともいわれる外国人労働者にたいしてこれら外国人労働者の基本的労働権、社会権にたいする立遅れた対応がみられているからである。そのことは後述するところからも明らかとなるであろう。

労働省職業安定局外国人雇用対策室による報告、「外国人労働者が労働面等に及ぼす影響等に関する研究会報告書について」（1991年1月24日）は、経済成長と労働力需給、社会的コストおよび国際協力の視点から外国人労働者に対応する労働省としての方向を取りまとめている。この報告書によると以下の4点をまとめている。(1)外国人労働者の国際動向においては、①途上国から送出圧力が高まっていること、②ソ連・東欧の経済改革・中国の開放政策と天安門事件による送出圧力の膨張、③中東・湾岸戦争などの変動により移動が増加しつつあること。(2)外国人労働者の受け入れは経済成長にプラス作用をもつものの、労働力移動は経済構造調整を遅らせるし、経済成長へのプラス作用も程度問題であるうえ、競合する労働者の賃金水準へもマイナスの影響があり、特定職種における外国人労働者依存が労働力不足解消に役立つ証拠とはならない。これらを考えると、外国人労働者導入の経済的メリットは必ずしも大きくはないこと。(3)西欧諸国では高い失業率、家族の呼び寄

国際・国内動向

せ、さらにはこれらにともなって教育・住宅・保健衛生など広範な分野における社会的コスト増大が発生したこと。(4)日本の海外投資により、今後10年間に100万人の雇用が生まれると考えられ、政府・民間合わせて3万人程度の外国人研修生の受け入れを考えること。

こうした条件を考えると、①労働集約的生産拠点の移動促進、②外国人労働者受け入れの社会的コスト負担、③対外直接投資、ODAを積極的に推進し、雇用創出、人材育成に貢献すること、これらが当面の対策である。要するに労働省は外国人労働力導入は経済成長貢献に若干プラスはあっても、経済構造調整の遅れ、労働者賃金へのマイナス影響、労働力不足は必ずしも解消しないし、それどころか社会的コストも大きくなる。だから外国人労働者の導入にたいしては積極的にはなりえない。これが労働省の現在の考え方である。むしろ海外資本進出を優先するというものである。

2. EC諸国におけるEC内の「移動」拡大

EC諸国はローマ条約にもとづき、すでに1968年の規制1912/68により労働許可にともなう居住許可は5年間にわたって与えられ、いわゆる労働力における「移動の自由」の時代が本格的に始まった。もっとも世間でいわれるこの「移動の自由」は放任ではない。労働許可が与えられた労働者には、5年を期限に居住許可が出る。むろんそれは更新可能である。更新は公共の秩序を乱したり、犯罪の恐れがあると考えられるときには不許可になったり、国外退去もありうる。しかし、原則的には更新される。つまり、EC規則により各國が管理・統制している点が重要である。この管理・統制が内国人と類似している水準のために、

日本ではあたかも「移動の自由」であるかのように思われているのである。EC加盟諸国の国民がEC内のどこにでも居住し、働くことができる「自由」をもっているわけではない。もつとも、自由とはいつもある一定のルールに従っていることも知る必要もある。

さらにEC諸国では1992年のEC市場統合を目指して新たな「移動の自由」という市民権、社会権の領域における拡大が行われようとしている。すなわち、1989年12月ストラスブールにおいて当時のサッチャー首相の反対により不成立になるかもしれないといわれていた「社会労働憲章」が採択された。この憲章の意味は從来からEC裁判所などで出されていた判例などで一定の前進をみせている社会・労働権の拡大を取り扱っている。これまでの判例などによる運用では、結論が出るまでの手続きが煩雑であるうえ、時間も多く要する。さらに次々と新しいケースが登場している点を集約していくものである。その憲章の前進点のひとつは、労働許可にもとづく限りでの「移動の自由」を社会的に拡大していったことである。從来、長期にわたってEC諸国内の異国に労働した労働者が、年金生活に入るとき（つまり労働市場から引退したとき）、労働した国では年金生活を送れず、国籍のある国へ帰国しなければならない。馴れ、親しみだ他国で余生を送りたい要求が多くあった。この点を前進させようとしていること、つまり退職後の生活も労働生活の延長と考える思想が生まれていることである。またいまひとつの改善は社会保障給付などが国によって異なっているが、より広範囲の相互乗り入れを行うようにしていることである。

社会労働憲章自体は、(1)移動自由の権利、(2)雇用と報酬、(3)生活・労働条件の改善、(4)社会保障の権利、(5)結社の自由および団体交渉の権

利, (6)職業訓練への権利, (7)男女均等待遇(8)情報, 諮問, 参加への労働者の権利, (9)就労場所における健康保護, 労働安全への権利, (10)児童および青年の保護, (11)成人, (12)障害者, などに関する広範な権利を含む規定である。そこには従来までの労働・就労を出発点とするものから, 労働を基礎とする考え方をより広い生活へも拡げていくことが特徴である。これらは事実上「外国人労働者」扱い解消への第一歩ともいえる。

3. 国連における新条約の採択

国連は1990年12月, 「すべてのマイグラント労働者およびその家族の権利保護に関する国際条約」を採択した。これには世界人権宣言および2つの世界人権規約, 人種差別撤廃条約, 婦人差別撤廃条約そして子供の権利条約など,これまでの基本的人権に関する基礎的な文書に体现されている原則が採り入れられている。さらにこの新しいマイグラント労働者とその家族保護に関する条約は, ILO 97号条約(マイグラント雇用に関する条約), 同143号条約(虐待的条件下の移住およびマイグラント労働者の機会および取り扱い均等促進条約), さらにILO 86号勧告(マイグラント雇用に関する勧告), 同151号勧告(マイグラント労働者勧告), ILO 29号条約(強制労働に関する条約), 同105号条約(強制労働廃止条約), さらにUNESCOにおける教育における差別反対条約等々, 関連する多くの国際条約の規定や精神を盛り込んで成文化され, 採択されるに至ったものである。

この条約に疑いの余地なく外国人労働者とその家族の保護のための国際基準(最小限のルール)を定めたものである。この条約の論議を具体的にすすめるようになったのは, '70年代

に入ってから, 外国人労働者の量的増大があったことにくわえて, (1)ウガンダにおけるアシア系住民の追放問題, (2)EC諸国が石油危機後の失業者急増の事態のなかで, 上記のようなEC諸国民でない人々(トルコ人, アルジェリア人の他, 多くのアフリカ, 中近東諸国, さらにはアジア人)にたいして, 受け入れ時とは逆に, ローテーション政策を理由に流入阻止と帰国促進策をとるようになった。とくにこれらの先進国の問題は, 経済問題にとどまらず, フランス, ドイツに顕著なように社会, 教育, 司法, 行政などの広範な分野における問題に発展していったこと。これらの事例が引き金となって, ILOやユネスコなどの国連専門機関だけの問題にとどまらず, 国連全体として取り扱うことになった。それは, 1974年にある国連人権委員会における「居住国の非市民である個人の人権に関する宣言(案)」などにあらわれている。

この時期から以来, 10年ほどして第4回国連総会は, 「居住国の非市民である個人の人権に関する宣言」を採択した(1985年)。この宣言にいたる論議の過程で得られたコンセンサスは, 市民的権利と社会的権利の享受をいかなる条件のもとで与えられるか, ということであった。すなわち, 合法的に居住する外国人であれ, 不法に在留する外国人であれ, すべての外国人に認められる伝統的な市民的権利, さらに合法的居住者にのみ認められる社会保障などの社会的権利などが規定されていた。これらの動きにつづいてILOなどとの連携活動でつくられたのが今回の「マイグラント労働者およびその家族の権利保障に関する条約」である。

9部93条からなるこの条約の内容を紹介することは別の機会にゆずるが, 注目されることは, 「居住国の非市民である個人の人権に関する宣言」では欠いていた「労働の権利」などに

国際・国内動向

ついで、マイグラント（外国人）労働者は雇用されている国の国民と等しい取り扱いを規定した条項も折り込まれている（第Ⅱ部第36条以下）。

いよいよ日本においては外国人労働者にたい

する国際的な取り扱い基準についての格差が拡がっていることは明らかである。

（常任理事・日本大学教授）

EC統合問題とフランス労働総同盟

小森 良夫

1992年末を予定期限とした「単一市場」の完成をめざして加速化されているEC（ヨーロッパ共同体）統合の問題は、関係諸国の労働組合運動の当面する最大の問題の一つとなっている。ここでは、西欧諸国の中で階級的立場を標榜している有力なナショナルセンターの一つであり、とくにこの問題についてかなり独自の立場をとっているフランス労働総同盟（CGT）について、最近の公式諸文書にもとづき、EC統合にたいするCGTの評価と基本的態度、闘争方向などについて紹介しておきたい。

CGTがEC統合にたいして独自の立場をとっているという点にあらかじめふれておくと、EC関係諸国のナショナルセンターの大半はヨーロッパ労連（ETUC）に加盟し（CGTは未加盟）、ヨーロッパ労連全体として、EC統合を基本的に支持し、その中で労働者の諸条件の維持改善をはかっていくという態度をとっている。一方、CGTは、これとは対照的に、いま進行しているEC統合には明確に反対を表明し、後述のように「統合された共同体とは根本的に異なるヨーロッパ」をめざしてたたかうという基本的立場で運動をすすめている。

『EC統合にたいする基本的評価』

89年5月のCGT第43回大会で採択された「基本方針書」は、ECの過去にたいする歴史的総括に立って、EC統合について次のような評価をおこなっている。

ヨーロッパ共同体は、30年以上の経験によって明らかとなった特殊な傾向を持っている。それは、資本のヨーロッパ、失業のヨーロッパ、農業と工業の生産能力を放棄するヨーロッパ、規制緩和と、公共サービスや社会的獲得物や民主的既得権にたいする攻撃のヨーロッパである。このようなヨーロッパは、アメリカの選択への屈伏、アメリカの超軍拡と経済的・金融的・軍事的ヘゲモニーの政策への屈伏のヨーロッパである。フランスの資本家や政府が大宣伝している1992年のヨーロッパとは、現実には、賃金労働者のための法規となっているすべてのものを侵害し、民族のアイデンティティと独立を侵害するヨーロッパであり、諸国人民にとって無慈悲な、また諸国人民間の不平等を深め、フランスにたいする西ドイツの産業的・金融的支配を助長するヨーロッパである。

「基本方針書」はまた、EC統合は「資本の

国際・国内動向

戦略の基軸である」と位置づけ、その中心的目標は、多国籍集団の、より強くという法則にしたがった再編成を加速すると同時に、労働者の既得権にたいする侵害、資本家の利潤のための、共同資源にたいする略奪、民族的アイデンティティと民族的独立にたいする攻撃を、いたるところで強化することにある、としている。CGTは、こうしたEC統合をめぐる政治的文脈のなかで、とくに最近の東欧諸国の激動とドイツ再統一の影響を重大視している。90年10月のCGT執行委員会に提出された「ヨーロッパの変化」と題する報告によれば、ECの中に、ドイツとそのマルク地域が優位を占めた一つの中核が出現しつつあり、当面は92年を期しての域内大市場を枠組みとしながら、この中核のまわりに大きくヨーロッパを組織していくこうという野望がみられる。いま一連の東欧諸国との間で市場経済に門戸を開くことを条件とした自由貿易地域の形成がめざされているが、ここには、アメリカの支配と、ECを中心としてこれら周辺地域で資本主義を支配的なものにしようという野望がある、というのがCGTの見方である。

『EC統合の「社会的側面」、EC社会憲章にたいする態度』

CGTは、EC統合の「社会的側面」として具体化がはかられているECの労働社会政策、およびその一つの総合として89年12月に発表されたEC社会憲章（「労働者の基本的社会権に関する共同体憲章」）にたいしても、厳しい批判的態度をとっている。この点でも、ヨーロッパ労連が、ドロールEC委員長のよびかけた「社会的対話」（ECレベルでの政労資の対話）にいち早く賛成し、社会憲章の策定を推進する立場をとってきたのに比べて対照的である。

CGTの「基本方針書」は、EC統合の「社会的側面」にかんして次のように見る。
いわゆる「社会的ヨーロッパ」は、社会進歩のヨーロッパとは何の関係もない。EC委員会、ヨーロッパ労連、フランス民労連（CFDT）その他が宣伝している「社会的側面」とは、ECの野望にそって、労働者を分裂させいっそう搾取するために労働者の競争を大規模に組織することである。その先にあるのは、労働者の社会的獲得物や公務員・公共サービス労働者の法規上の保障にたいする侵害であり、労働者の権利にたいする制限、剝奪であり、労働者のうえにいっそう重くのしかかる財政的不公平であり、移民労働者、とりわけEC外の諸国からの移民労働者の状態悪化、等々である。こうしたヨーロッパに、社会にとっての未来はない。

89年12月、ECの社会憲章が発表されるやCGTは直ちにクラジュキ書記長名での声明を出し、同憲章を厳しく批判した。すなわち、いわゆる「社会憲章」は、その性格そのものからして労働者にとっては何の保障も法的保護も含んでいない。その“恩恵”とは純粹に宣言的なものにすぎず、実用価値は何もない。そればかりでなく、この憲章はその具体的な方策の中で、フランスをはじめ関係12カ国の労働者が各国でかちとってきた諸権利と社会的諸利益に反するような、EC諸機関の専断的・一方的な決定を許している。

また、90年10月のCGT執行委員会への報告書も、EC社会憲章は「労働者の利益を保障する真の道具となり得るものではない」として、次のように指摘する。実際にローマ条約や单一議定書によっても、保健、衛生、安全の分野を除いては、ヨーロッパレベルでの強制力ある措置をとる制度上の可能性は今日存在しない。ここでいう「社会的」とは、なによりもまず資本

国際・国内動向

家のための義務を果たすこと、つまり労働者の地理的・経済的移動を強めることをめざし、この移動の前に立ちはだかっているすべての構造的障害を取り払うことをめざしている。そのことはあらゆる社会的保護の諸制度、労働組合の権利や労働者保護のあらゆる制度にかかる。ヨーロッパレベルでの規制的な制度はこの移動に反するものである以上、絶対に導入しないのである。

『たたかいの基本方向』

CGTは、EC統合にたいする以上のような分析・評価に立って、「統合された共同体とは根本的に異なるヨーロッパ、社会進歩、協力、民主主義、平和、軍縮、民族的独立と主権のヨーロッパをめざしてたたかう」（基本方針書）ことを、闘争の基本方向として打ちだしている。

「基本方針書」によれば、CGTはアブリオリにヨーロッパに反対しているのではなく、労働者と各国人民の利益にとって有効なヨーロッパ的協力の必要性を十分に認識しているし、だからこそまた、今日、諸グループと資本家の利益のためにおこなわれている支配とは正反対の立場なのである。まさにそのためにCGTは、資本が設計している1992年のヨーロッパとたたかう。購買力と雇用のため、産業と公共サービスの発展と近代化のため、技能養成と研究のため、労働者と国の必要にこたえられる適切な技術の利用のため、社会的に有効な金融のため、そして軍縮のため等々に、なすべきことは別にある。それは否応なしに闘争を経る。ECや各グループおよびそれに奉仕する国家の有害な選択と対決し、これを挫折させる日常的なたたかい、労働者と諸国人民の利益になる新しい現代的な解決策を創りあげるための闘争である。

CGTの「基本方針書」では、こうした闘争の展開にあたって、とくに職場・経営、地域を

基礎とすべきことを強調している点が注目される。「基本方針書」によれば、資本家と権力が、1992年という資本の設定した集合地点に向かって前進を試みているのは、経営であり地域においてである。賃金の後退、雇用の破壊、社会的保護の解体、自由にたいする攻撃、公共サービスの規制緩和と撤廃、行政機構改革、放置による非工業化等々、これらすべてが職場、地域であらわれている。労働者の勢力がこれを失敗に終わらせ、別の選択をおこなわせるために、経営と地域から出発することである。労働者の要求と願望を擁護することを基礎としたすべての現実の闘争は、ヨーロッパの諸計画にたいする必要な反撃としてひとしく記録される。労働者とその家族が実際に体験している具体的な諸問題から出発してこそ、闘争は発展し、政府やヨーロッパ共同体の方策を失敗させ、成功をかちとり、そして別の選択を展望することができるよう自覚が高まるのである。

以上でCGTのEC統合問題にたいする基本的な態度と闘争方針についての概略の紹介を終わるが、最後に、CGTがヨーロッパ労連などの見解のちがいはあっても、一致する共通の課題にもとづく共同行動を積極的によりかけ、多国間、二国間の共同・協力を追求していること、またヨーロッパ労連側からはこれまで拒否されてはいるが、同労連への加盟の意志を先の90年10月のCGT執行委員会でも再確認していることを付け加えておく。

参考文献

Document d'orientation, 43^e
Congrès de la CGT, Montreuil,
21 au 26 mai 1989 / Evolutions
européennes, le Peuple, №1317
～1318 / Après le Sommet de

国際・国内動向

Strasbourg, rien de bon pour
les travailleurs, déclare Henri
Krasucki, 11 décembre 1989, le

Peuple, №1301・1302.

(会員・国際労働研究者)

「日経連・労働問題研究委員会報告」批判

高木 督夫

(1) 「労問研報告」の基本的政策 方向

1991年1月発表の「労問研報告」(以下「報告」と呼ぶ)は適切にも副題を「新時代へのわが国の対応と経営者の選択」としている。一言でいえば「報告」は、「経済構造調整政策」と軍拡・行革路線を主内容とする、いわゆる政府・独占の「90年代戦略」を推進するために、独占の労務部門担当・日経連が「日本型ネオコーポラティズム」を確立強化することを目的としている。「日本型ネオコーポラティズム」(外見上類似の形態をとりながら、労働組合が実質上政府・独占に従属しており、西欧の場合と全然異質のネオコーポラティズム)の例証は後述の賃金問題はじめ枚挙に暇がないが、「報告」の次の宣言もそれを明瞭に示している。「経営者と労働組合はそれぞれの異なる立場から共に建設的な論議を重ね、一致することについては協力し、一致しないものについても十分に論議を尽くし、経済社会の安定帶の役割を維持していく必要性がますます増大している。」

「90年代戦略」および「日本型ネオコーポラティズム」が求められる背景は、独占と自民党政府の支配体制維持の基本的条件であ

る経済成長の成功、その基本的条件としての従来からの輸出拡大政策が破綻しつつあることである。輸出拡大政策の成功は、国内的には産業における技術革新の成功と「合理化」の抗体としての労働組合破壊・資本従属性の組合の多数派獲得によるものであったし、国際的にはアメリカの軍事的・経済的戦後世界支配体制の下での自由貿易体制の確立・維持によるものであった。わが国政府・独占のアメリカ政府・独占への従属性が見られる所以である。しかし近年のアメリカ経済の弱体化は、第1にとびぬけて最大の輸出先アメリカとの経済摩擦を激化させ、第2に経済力、従って軍事力の弱体化を通じてその世界支配体制を動搖せしめ、自由貿易体制を動搖せしめる。「報告」自身いう。「こうした状況の中で、統合E C、アメリカ、そして日本とアジア・太平洋地域といった三極構造が確立する可能性がますます強くなってくる。日本としては、世界情勢を考慮しつつ、アジアの主要国として、その政治経済の基礎固めに努力しなければならない。また経済面にとどまらず、相手国の発展のための社会体制づくりや人材育成への協力も積極的に考えるべきである」。

ここに見られるのはいわゆる「アジア太平洋経済圏」構想の推進であり、アジアの盟主

国際・国内動向

日本、正確には日本独占のアジア支配の実現である。より具体的にいえば、第1に、「経済構造調整政策」に基づき、困難化しつつあった従来の輸出拡大のテンポの一定程度の緩和（大蔵省貿易統計速報によると90年の輸出は2,870億ドル、貿易黒字は524億ドル、86年に比し前者は778億ドルの増、後者は203億ドルの減）、海外直接投資の拡大、輸入の拡大・自由化によってアメリカを始めとする諸外国をなだめること、第2にそれと平行してアメリカの容認下でのアジア地域への経済的支配の強化（さらには政治的主導権確立の可能性の拡大）を進めることである。周知のように前者では自由化下での産業再編成により、労働者、農民、小売店に適例を見る自営・零細業、中小企業（「報告」は「中小企業の効率化は一部に競争力のない中小企業の淘汰を必要とする」、「関連企業の再編効率化は親企業としても重要命題である」と言い切っている）に大きな打撃が与えられ、後者ではアジア経済圏支配のための軍備拡大と軍事力の質的向上のための反民主主義的思想攻撃や制度改悪が行われている。「報告」が湾岸戦争の積極的容認や小選挙区制・政党法の推進を主張するのも当然である。このような「90年代戦略」は、それによって打撃を受ける農民、自営業主等従来の自民党支持基盤に依存するだけでは遂行しえない。資本従属的労資関係が組み込まれた「日本型ネオコーポラティズム」が必要な所以であり、その実際面担当指導部が日経連に他ならない。「報告」は「新時代」への独占の労働面での全体的対応政策を示すものであって、単に春闘時の賃金問題等の指針と見るのは過小評価となろう。

(2) 「生産性基準原理」の欺瞞

資本従属的労資関係の維持強化を基本的に重視するとはいえる、賃金問題が实际上「報告」の重要な部分をなしていることは否定できない。91年の「報告」が、賃上げ抑制一点張り、初任給据え置き、マクロは「生産性基準原理」（以下「原理」と呼ぶ）だがミクロは支払能力で考えよ（つまり企業の支払能力を根拠に「原理」水準以下への抑制を考えよ）等の主張をしていることは周知だが、その中心部分は、第一次石油危機の例をひきつづ「賃金コストインフレ」の危険を理由に賃上げ抑制を主張している点である。「原理」は「物価上昇率=名目賃金上昇率-労働生産性上昇率-労働分配率上昇率」として示されるが、その本質的部分が「賃金コストインフレ論」であり、多くの難点を有していることはすでに著名である。この関係式が物価上昇要因のうち特定要因だけで構成されたモデルであり実証的に現実と不整合であること、関係式が恒等式で両辺の因果関係を説明しえない性質を無視して乱用していること、理論的根拠のない分配率一定の条件を身勝手に利用していること等がそれである。しかし重要な批判は次の2点である。

第1は前記の難点の一部といってよいが、この関係式を認めた上で日経連が「原理」にかこつけて述べている主張が「原理」の立場からしても誤っているとするものである。「報告」は名目賃金上昇率が生産性上昇率を超えると物価上昇が生ずると主張するのだが、そのためにはこの関係式からすると分配率一定が前提されねばならない。しかし分配率一定が前提されるならば、この式は名目賃金ではなく実質賃金上昇率が生産性上昇率に等しいことを主張する結果にならざるをえない。名目賃金上昇率が生産性上昇率に等しい（生産

国際・国内動向

性以下ではない) のは物価と分配率が不変という特殊な場合だけである。これらの批判は所得政策問題を扱った熊谷委員会や隅谷委員会報告書の必然的結果であって、「原理」の理論的欺瞞はあまりに明瞭である。当然ながら現実の示す所は日経連の主張に反して、一つには名目賃金上昇率が生産性上昇率を下回りうることであり、二つには長期的にわが国の実質賃金上昇率が生産性上昇率を大きく下回っているということである。この立場の批判は限界があるとはいえそれなりの合理性を有しております。マスコミの立場とも共通するため支持が得られやすいから、われわれも状況に応じて利用すべきである。欧米なみの賃金・労働時間の要求はそういう一面をもっている。

第2の批判は、第1の批判を前段とした経済民主主義の立場からのものである。第1の批判点がすべて満たされた場合でも、歴史的に与えられた(搾取率を一定程度反映した)分配率の低位を大幅に改善するためには、国家独占資本主義のもとで大幅賃上げに対抗して独占が強行する独占価格引き上げを主因とするインフレや、投資制限・不況化・失業増大・賃金再低下の攻撃と闘わなければならない。これは前記の関係式の立場では不可能であり、どうしても経済構造の民主的改革が不可欠になる。欧米なみの賃金・労働時間は経済民主主義によってのみ可能である。

しかし実をいうと、「原理」の主張自体、労働組合の多数派「連合」にたいしては形式的儀礼的意味以上のものを持ちえない。何故なら周知のように「連合」自体「経済整合性論」の名のもとに、既にそれを受け入れているからである。「連合」の91春季生活闘争の賃金要求は8~9%だが、「連合白書」はその大部分を労働者の労働・生活状態の低水

準の説明にあてているにも拘らず、肝心の賃上げ根拠としてそれらは一切無視され、突如として「実現すべき実質経済成長率(4%程度)にほぼ見合う実質賃金の引き上げ」が宣言され決定されてしまう。この要求が90年と同率であり、その賃上げ結果5.95%が「連合白書」自体の数値だけを使用しても(89年度物価上昇率2.9%, 定昇分2.7~3.1%), 実質賃上げになりえないことはあまりに明瞭である。ちなみに成長率4%程度が政府91年度見通し3.8%に対応することは言うまでもない。資本従属型労資関係を組み込んだ「日本型ネオコーポラティズム」維持強化の基本的重要性を「報告」が重視するのは当然すぎることである。

(3) 時短と労働力不足問題への対応

以上の「報告」理解の枠組みを前提すれば、項目こそ多岐にわたるものその他の分野の理解は困難ではない。時短についていえば、建前としては「報告」もついに積極的承認を与えるを得なくなったこと、しかし实际上種々の制限を設定したいことが明らかである(たとえば女性についての原則深夜業禁止など)を「すみやかに是正すべきである」等)。その背景に外圧対応の「経済構造調整政策」の一環としての「経済審議会答申」「経済運営5カ年計画・世界とともに生きる日本」(92年度中に年間総労働時間1,800時間程度目標)が閣議決定・公約されていること(88年5月)、「日本型ネオコーポラティズム」下の「連合」も政府・独占によって承認されたその枠内で時短を進めようとしていること、そしておそらくはその交換条件に賃上げは最初から放棄しているであろうこと等

国際・国内動向

は、常識的判断に属するであろう。

今年度の「報告」は労働力不足問題を重視している。問題の存在自体とその長期的構造的性格、およびそれが労働者側にきわめて有利な条件であることは周知である（筆者はそれを90年代労働組合の経済闘争の最大の条件と考えている）。「報告」の論議の中心がいかなる対応政策をとるかにあることは言うまでもない。「報告」は今後の労働力供給源の重点を高齢者と女性におき、同時に中途採用者、パートタイマー、アルバイト、派遣労働者などの「いわゆるフロー型労働者」の活用を強調する。併せて高齢者、女性雇用の常識的条件整備の提案とともに、高齢者雇用について「賃金と各種年金を柔軟に組み合わせ

ること」を提唱、かつ政府の「最低賃金制度などで高齢者の保護強化を計っている」と、また女性の「パート労働力保護などに熱心であること」を、「行き過ぎた保護や規制が雇用の柔軟性を失わせ、逆に雇用の阻害要因になる」と批判している。要するに「報告」は高齢者、女性の大部分をフロー型の不安定雇用労働者として大量動員し、賃金・労働条件上昇の抑制と、ストック型労働者を軸とする「連合」の支配に委ねることを意図しているといつてよい。「報告」はこの他、内外価格差問題、社会保障問題等、多くの問題にふれているが、上記の枠組みの理解からすればその主張の性格はほぼ明らかであろう。

（理事・法政大学教授）

教育条件改善の闘いに関連して

平田 耕 資

昨年7月大きな社会的衝撃を与えた神戸高塚高校女子生徒の痛ましい門扉圧死事件は、その根底にある今日の管理主義的教育の寒々とした非人間性を浮き彫りにし、その克服を緊急不可欠の課題として全国の教職員の前に提起した。それはまた、どんなに困難な条件におかれようとも、子どものいのちと希望を蔑ろにしてはならない教職員の使命の重さを示すとともに、その使命を果たすうえでも、教育の自主性を守り、子ども一人ひとりにゆきとどいた教育を保障する条件や教育活動に専念できる教職員の勤務条件等の確立を行行政の責任として問うものとなつた。いま、全教はこれらの課題の前進的解決に全力をあげている。

この事件が投げかけた国や自治体に問われている教育条件整備に係わっていくつかの問題にふれておきたい。

教育基本法はその前文で「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」と教育のもつ重要な意義を明確にした。そして、第10条（教育行政）では「教育は不当な支配に服すことなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきもの」で「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなけ

国際・国内動向

ればならない」と規定している。ここにいう目的とは「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成」（第1条）にある。これを学校教育にそくして言うならば、子どもたちに主権者として不可欠な基礎的知識と技術、体力、民主的市民道徳を確実に身につけさせること、そのために必要な教育上的人的、物的諸条件を整えることにこそ教育行政の責務があるということになる。こうした教育基本法の明確な規定は、教育が戦前の侵略戦争の道具として、徹頭徹尾絶対主義的天皇制権力に利用された痛苦の反省に上にたっていることは言うまでもない。

ところが、戦後45年間、歴代自民党政府のもとで、こうした教育基本法の民主的原則はことごとく踏みにじられてきた。日米安保体制下で一層そのテンポは加速されてきた。「日の丸・君が代」の強要など教育内容にたいする干渉と介入、勤務評定や初任者研修制度の導入など教職員に対する管理統制の強化、学校施設整備費や教職員定数の抑制など教育条件整備のサポート・ジャッジ等々、教育基本法第10条の蹂躪と形骸化は目に余るものがある。小学校低学年からの「おちこぼし」、偏差値輪切りなど受験競争の激化、いじめと登校拒否、高校生中退の増大や神戸高塚事件に象徴される子どものいのちと人権の軽視など、今日の教育危機を招來したものは、アメリカ追随と大企業本位の長年にわたる政治によって引き起こされた経済的社会的歪みと関わりつつ、主張には憲法と教育基本法を敵視し、ゆきとどいた教育の願いに背いてきた歴代自民党政府の反動的で貧困な文教政策にあることは明白である。

国の責務である教育条件整備がどのような内

実であったか、具体的に見てみよう。

その一つの指標は、文教予算の国予算全体（いざれも一般会計）に占める割合の推移である。戦後の財政窮迫と混乱期は別にすると、1953年には14%に達した文教予算が、その後漸減を辿り、80年代の臨調「行革」路線のもとで急減、91年度予算案では、7.19%にまで落ち込んでいる。実にピーク時のほぼ半分である。

二つには、臨調「行革」下の教育切り捨ての深刻な実態である。1981年度から本格的にスタートした「行革」は、軍備拡大と大企業奉仕への国家体制づくりを狙ったもので、「ムダを省き効率的な運営」の名のもとに、民間活力を導入し、教育、福祉など国民生活関連分野を切りつめ、国民の自立自助、負担に依拠しようとする反国民的ものであった。81年度を基点にしてみると、この間、軍事費は8.28%と異常な伸びを示しているが、文部省予算はわずか13.1%増でしかない。いかに教育が臨調「行革」の標的にされたか。例えば、小・中学校の新增設、マンモス校や不足教室の解消、危険校舎の改築等の公立学校施設整備費は、5,713億円から2,288億円へと60%（3,425億円）の大削減で、この中には高校建設費補助制度の廃止（89年度）もある。学校給食施設設備費も同様で、119億円から60億円と50%の削減である。いわゆる「箱もの」といわれる施設関係費が軒並み標的にされてきた。教材費も85年度には国庫負担の対象から外されている。公立だけではない。私立学校においても同様である。学校数で大学の7割、高校で3割を占める私学がわが国の公教育の発展に果たしている役割は大きいだけに、国も私学助成の方途をとってきた。ところが、臨調「行革」で「私学助成抑制」の方針が打ち出されるや、

国際・国内動向

大学等で81年の2,835億円から91年には2,559億5千万円と275億5千万円の減、高校以下では、82年の805億円から91年には799億円と6億円の減となった。特に総経常費に占める国庫補助の割合をみると、大学等ではピーク時には29.5%を占めていたが、いまや15%を切り、20年前の水準に逆どりしている。これでは、学費値上げが常態化するのは当然で、今日では初年度納付金が105万円を突破する事態となっている。国立大学の学費も連動して引き上げられ、92年度の納付金は61万円余になる。教育の機会均等の原則は空文化し、大学への門戸を狭め経済的側面から受験競争を激化させる要因となっている。

三つには、学級編制基準や教職員定数増の抑制である。91年春闘アンケートでも、これまでの各種調査結果でも、学級規模縮小と教職員定数増は教職員の切実な要求となっている。政府が教職員や国民の強い要求におされて、小・中学校の40人学級と教職員配置率改善に踏み切ったのは1980年であり、この施策さえ先進諸国に比べ20年も遅れていた。しかも、その計画自体、12年という長期であり、児童・生徒の減少期をにらんで国の財政負担を極力抑制しようとする安易なものであったために、全体として今日の教育危機に立ち向かう取り組みとしては不十分なものとならざるを得ず、高校においては急増期にぶつかり、大都市圏では1クラス47～48人の詰め込みとなるなど一層深刻であった。ところが、文部省は91年に完了するにもかかわらず92年度以降の計画については口をつむったままという無責任な態度に終始しているのである。

このような教育基本法第10条を軽視する国の教育行政を変えていくのは、教育条件改善を要求する闘いとその国民世論の包囲でしかない。

全教が、日高教や全国私教連などと共同し、総力をあげて取り組んだ闘いの一つが、小・中学校の35人以下学級、高校の40人以下学級の実現、私学助成の大幅増額、障害児教育の充実を内容とする3,000万署名運動であった。90年度の集約では2,400万人を突破するという史上最高の署名数に達した。このことはいかに父母、国民の間にゆきとどいた教育への願いが渦巻いているかを端的に示している。全国津々浦々で教育を語り、子育てを語りながら展開された署名運動は、父母との協力共同を強め、意見書の採択など地方自治体や議会を揺さぶるものとなつた。また、各県の私学助成の増額や高校の学級規模縮小の実現、障害児学校の高等部増設の確約など数々の成果をあげた。そして、この署名運動は、学級編制と教職員定数改善12年計画の延長を策した大蔵省の意図を挫折させるとともに、私学助成の増額と過疎県の私学に対する特別補助制度を継続させる大きな力となつたのである。

この署名運動に確信を持ち、教訓を学びながら91年度も取り組むことになるが、この国民的合意となっている要求を重視し、今日の教育危機打開にとって不可欠の教育条件改善の闘いが、92年度からの新たな学級編制と教職員定数改善の抜本的計画の実施である。すでに第1次案をまとめ職場討議もすすみつつあるが、その骨子は次の通りである。

21世紀には、「一人のおちこぼし・中退者」も出さないゆきとどいた教育を目指して、先進諸国なみの1クラス25人前後と教育活動に専念できるゆとりある教職員定数の確保を展望しつつ、

- (1) 学級編制の標準として、当面、3年間で幼稚園は3才児15人・4～5才児20人、小・中学校35人に、6年間で高校は普通科

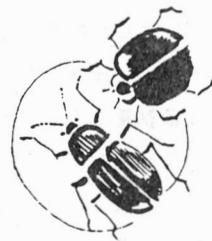
国際・国内動向

- 35人・職業科30人・定時制20人、障害児学校は幼稚部5人・小中学部6人・高等部7人・重複障害児学級3人へ移行する。
- (2) 教職員定数の改善として、学力・生活指導やマンモス校の加配、管理体制強化の初任者研修制度や任命制主任制度の廃止、同和校加配の是正、週当たり持ち授業時間数(小20時間、中18時間、高15時間—定時制12時間以内、障害児幼小17時間・中15時間・高12時間を基準)や4週6休をはじめ有給

休暇の権利行使等ができる増員とする等々、明確に教育効果があがるものとする。

92年度予算に反映させることが重要であるが、同時にこの闘いは湾岸戦争に憲法違反の戦費負担を強い、国民犠牲で乗り切ろうとする海部自民党内閣との鋭い対決となるであろう。「教え子を再び戦場に送らない」—平和教育を推進する重要な一環としての意義もまたあるのである。

(全教・賃金調査部)



読者のひろば

季刊「労働総研」の発刊、大歓迎します。増々の発展を期待します。私は、自治労連愛媛県本部・今治市職の役員ですが、特に、全世代を通じて、「階級的結集」をすすめていくうえでの、「労働者階級」の「思想」の教育の問題で、いろいろ考えています。

現在、大型プロジェクト推進のため、管理職層拡大の攻撃を、職場にかけられています。このたたかいでがんばるためにも、貴誌を購読したいと思います。伊藤雅章（自治労連）

* * *

「労働総研 クォータリー」の刊行おめでとうございます。創刊号を読んでみてまず感じたことは、労働総研がわずか1年の間に、数多くの学

者・研究者との協力・共同の輪をつくるとともに、労働運動の直面する内外の重要問題への多角的な研究プロジェクトを非常な勢いで進めているということです。今日の激動する世界の中で、労働運動にも多様な分野で理論的研究が求められていると思います。

青年の中でも、社会への様々な不満と共に、素朴な疑問、迷い、そして興味・関心がひろがっています。そこにこそ、労働運動の明日もあると思います。「クォータリー」が階級的労働運動の強固な理論的支柱となるとともに、そうした青年労働者をも視野にいれ、読者参加などの新たな形態の開発など、硬・軟かねそなえた幅広いものに発展してくださればと思います。

井上 久（日本医労連）

本誌のとじ込みハガキにて、あなたもご感想・ご意見をお寄せ下さい。